

## 2 検疫所における対応

望月 靖

人事院職員福祉局職員福祉課  
(前 厚生労働省新潟検疫所)

### Measures Against Severe Acute Respiratory Syndrome (SARS) at Quarantine Stations in Japan

Yasushi MOCHIZUKI

*National Personnel Authority  
(Former Niigata Quarantine Station,  
Ministry of Health, Labour and Welfare)*

#### 要 旨

昨年中国において突然発生した重症急性呼吸器症候群（SARS）に関しては、改めて感染症の脅威を再認識させられるとともに、わが国のこれまでの感染症対策を大きく見直さざるを得ない状況ともなっている。全国の検疫所においては、検疫感染症等の国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の侵入を防止するため、これまで空港及び海港における水際での業務に取り組んできたところである。しかし、SARSの感染拡大につれ、特に航空機を用いた高速大量移動及び船舶による海上交通の頻繁な現状では、従来の検疫体制では侵入防止には不十分であることが強く認識されている。新潟検疫所の所管区域は新潟県、富山県、石川県であり、特に中国、韓国、ロシア等の東アジア地域との交流が盛んであるという特徴がある。従って当所では世界保健機関（WHO）、厚生労働省等の対応に基づくとともに、さらにこれらの特徴も踏まえながら、来航する航空機や船舶に対し、適切な検疫を行うよう努めている。すなわち、(1) 出入国者への状況の周知、検疫における人員の充実、必要な資材の整備等を通じた検疫体制の強化、(2) 講演会の開催等を通じた国民へのSARSに関する知識の普及、(3) 新潟県、新潟市、空港・港湾官署、航空会社、船舶代理店等との連絡体制の構築等による連携の強化、の3点を主な強化項目として、対応体制を設けている。SARSの知見は現在急速に集積されつつあり、最新の情報をもとに、適宜対応を進めることとしている。

キーワード：重症急性呼吸器症候群（SARS）、検疫（Quarantine）

#### はじめに

わが国の検疫所は検疫法（昭和26年法律第201号）に基づき、検疫感染症等の重篤な感染症

の海外からの侵入防止を図ってきた。検疫法に規定されている検疫所が対応すべき感染症としては、検疫感染症（法第2条）として、「感染症の予防と患者の医療に関する法律」（平成10年法律

Reprint requests to: Yasushi MOCHIZUKI  
National Personnel Authority  
Employee Welfare Bureau  
Employee Welfare Division  
1-2-3 Kasumigaseki,  
Chiyodaku 100-8913 Japan

別刷請求先：〒100-8913 千代田区霞が関1-2-3  
人事院職員福祉局職員福祉課 望月 靖

第114号)に規定する1類感染症(エボラ出血熱, ラッサ熱, ペスト, マールブルグ病), コレラ及び黄熱が定められており, また検疫感染症に準ずる感染症(法第27条)として, 腎症候性出血熱, デング熱, 日本脳炎, ハンタウイルス肺症候群及びウエストナイル熱が定められている。このうちウエストナイル熱に関しては, 近年の北米大陸における感染拡大の状況も踏まえ, 平成15年4月1日付けで指定されたものである。検疫所の感染症対策に果たす役割は空港及び海港という国際交流の窓口において上述感染症の国内侵入を防止する役割を果たす, いわゆる水際検疫と称されるものである。近年, 高速かつ大量輸送が常態となったことや, 検疫所が対応する感染症が地域的にも頻度的にも比較的日常生活から離れたものであるという感覚もあることから, その役割に焦点が当たることあまりない状況となっていた。しかしながら, 北米大陸のウエストナイル熱の流行, そして今般の東アジアを中心とした重症急性呼吸器症候群(以下「SARS」という。)の発生は, 水際の対応の重要性を再認識させるものとなっている。本稿においては, 検疫所の基本的な業務と特にSARSにかかる対策について報告する。

### 全国の検疫所の配置

現在, 検疫所は全国に本所13か所, 支所14か所, 出張所約80か所設置されており, 全国の主要な空港・海港を中心に配置されている(図1)。海港検疫が中心であった頃は, 本所も含め設置数はさらに多かったが, 昭和46年に無線検疫制度(図2)が導入された後, 海港に接して大規模な検疫所を設置する必要性が低くなり, 徐々に整理されてきている。各検疫所では該当する所管区域において以下に述べる業務を実施している。

### 検疫所の業務

検疫所の業務は大きく4種類に分けられる。すなわち(1)検疫業務, (2)港湾衛生業務, (3)輸入食品監視業務, (4)検査業務である。このう

ち(2)~(4)については, 今回のテーマからはずれるため詳細は省略するが, 概要として, (2)港湾衛生業務は, 海外で流行している検疫感染症等の国内への侵入とまん延を防止するために, 航空機や船舶において感染症を媒介するねずみ族や蚊族等の調査を実施するとともに, 空港・港湾の衛生状態を把握するものである。この情報をもとに適宜駆除等を進め, 良好な衛生状態を保つことを目的とする。(3)輸入食品監視業務は, 海外から国内に輸入される食品, 添加物, 器具, 容器包装等について, その安全性が保たれているかどうか適宜検査を実施する業務である。また(4)検査業務は検疫業務にかかる検便等の検体, 港湾衛生業務にかかるねずみ族や蚊族の同定, 病原体の検査及び内部外部寄生虫の検査, 並びに輸入食品関係の食品添加物, 残留農薬, カビ毒等の検査を行う業務である。

検疫業務は, 検疫感染症等の, 国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の侵入を防止するため, 海外から入国する日本人及び外国人から質問票等を通じた健康状態の把握, 健康相談等を通じ, 重大な影響を及ぼす感染症の早期発見, 適切な医療の提供, まん延防止策に結びつけるものである。船舶及び航空機の検疫の手順の概要を図2及び図3に示す。

### SARSに対する厚生労働省及び新潟検疫所の対応について

厚生労働省においては, SARSに対して, 表1のとおり対応を進めている。検疫所における対応強化もその一環として挙げられており, そのため, 新潟検疫所としても対策の強化を図っているところである。またこれまでの検疫所に大きく関わる事項, 指示については表2のとおり挙げられる。

新潟検疫所における対応の現状であるが, 新潟検疫所は日本海側唯一の本所として, 新潟県, 富山県及び石川県を所管している。関係する検疫空港及び検疫港は表3のとおりである。特に各県とも日本海に面しているということもあり, 以前より, 中国, ロシア, 韓国等との交流が盛んである。

本所（全国 13 か所，大数字）

小樽，仙台，東京，成田空港，横浜，新潟，名古屋，大阪，関西空港，神戸，広島，福岡，那覇

支所（全国 14 か所，中数字）

千歳空港，仙台空港，千葉，東京空港，川崎，清水，名古屋空港，四日市，広島空港門司，福岡空港，長崎，鹿児島，那覇空港

※小数字は出張所で全国約 80 か所

※関東地方の 3 検疫所は，東京検疫所が地域を所管し，成田空港検疫所は当該空港を，横浜検疫所は横浜港と検査のためのセンターを所管するように役割分担されている。

関西の 3 検疫所も同様に，大阪検疫所が地域を所管し，関西空港検疫所は当該空港を，神戸検疫所は神戸港とセンターを所管している。

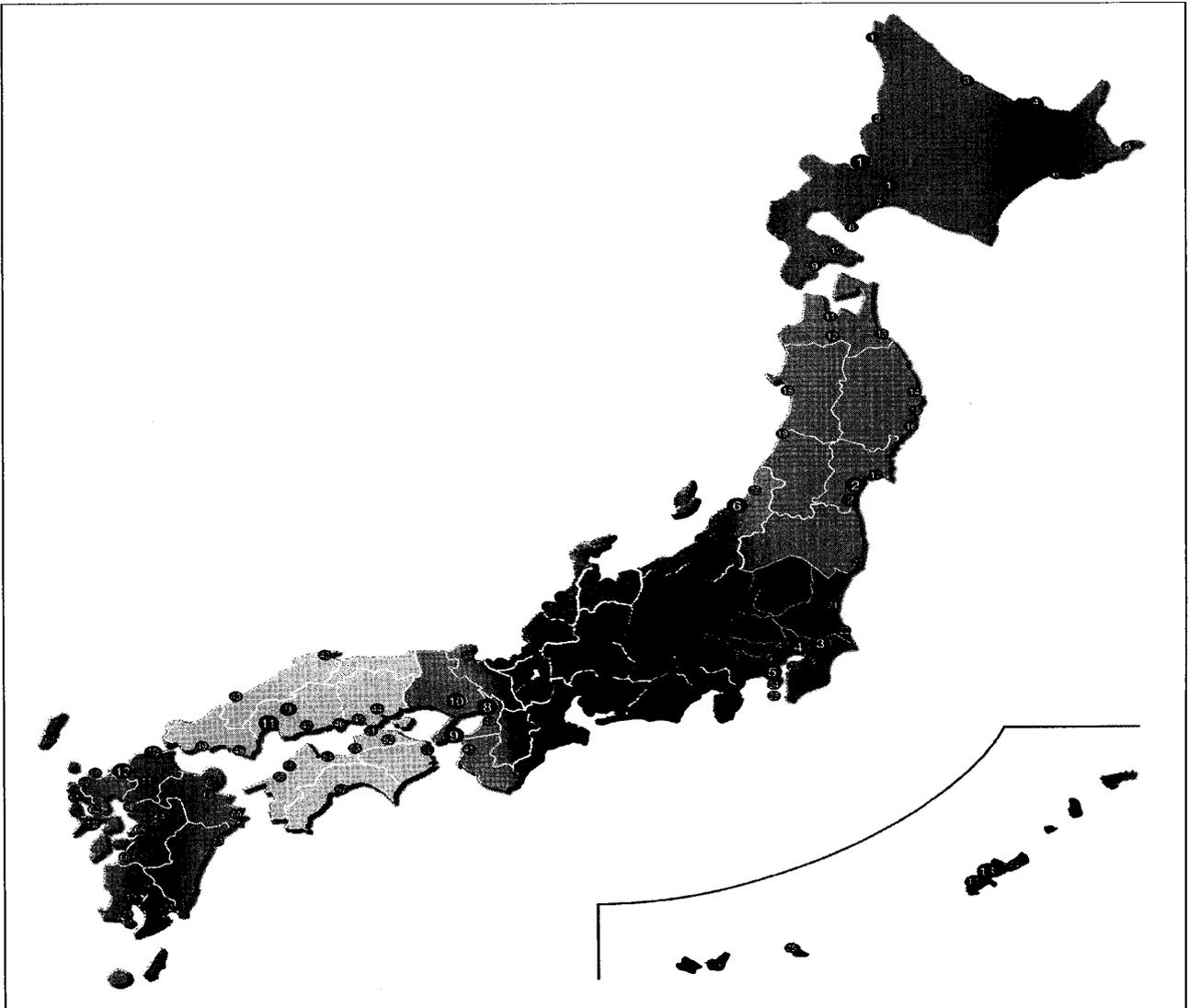
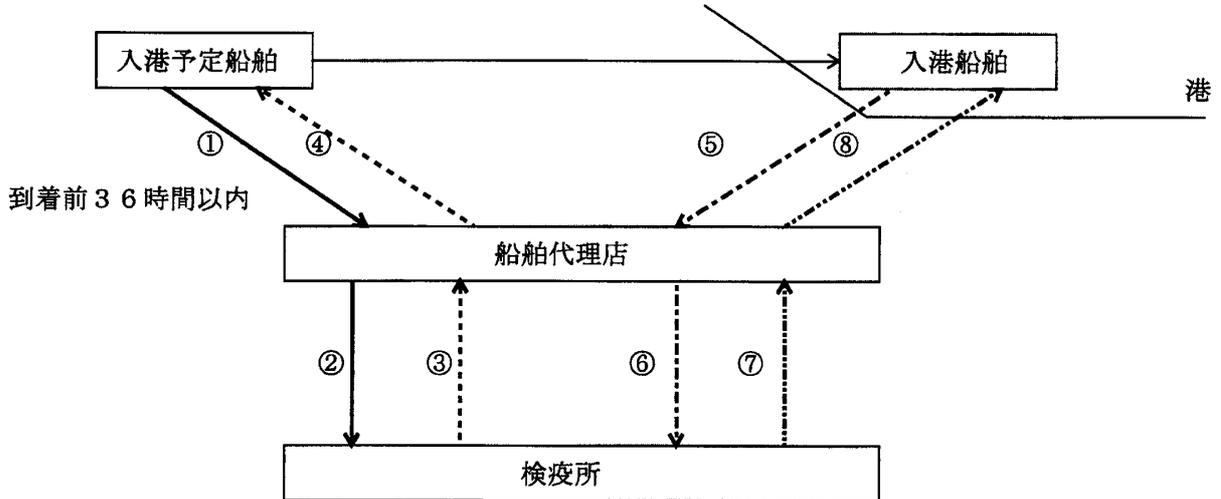


図 1 全国の検疫所の配置

事情により無線検疫を実施できない場合があるが、その場合は検疫官が洋上又は接岸した状況で船舶に乗り込んで検疫を行う(臨船検疫)。



- ① 無線検疫通報 (以下の項目を含む計14項目)
  - 到着前21日間に寄港した地名及びそこを出港した月日)
  - 船舶を入れようとする港名及び到着予定日時
  - ねずみ族駆除に関する証明書の発行機関及び発行年月日
  - 乗務員数及び乗客数
  - 到着前21日間における括弧に該当する患者の有無  
(発熱, 意識障害, 咳又は呼吸困難, 激しい下痢, 発熱を伴う黄疸等)
  - 到着前21日間における事故による以外の死者の有無
  - 到着前6日間におけるペストにかかったねずみ族, その疑いのあるねずみ族の発生の有無等
  - 検疫感染症の病原体に汚染し又は汚染したおそれのある貨物の有無
- ② 無線検疫通報電報 (写) } この間疑義照会, 通報内容の変更等あり.
- ③④無線検疫審査結果通知書
- ⑤⑥乗組員名簿, 最終的な通知(明告書)の提出
- ⑦⑧検疫済証の交付

図2 船舶の検疫(無線検疫)

各空港での定期便の就航状況は表4のとおりであり, 新潟空港及び富山空港では中国への直行便を有している。また, 韓国(ソウル)への定期便がそれぞれ就航している。これらはSARSの伝播地域ではないが, 航空交通が一般化した現状では, 乗り継ぎという形で, 該当地域から感染者が入国してくる可能性も否定できない。他方船舶に関しても, 中国, 台湾, ロシア, シンガポール等からの来航が頻繁である。このため, 各出張所も含め,

世界保健機関(WHO)の対策, 厚生労働本省の指示も踏まえ, 主に次のような強化を図っている。

1. 検疫体制の強化

空港の出入国区域への最新情報を含むポスターの掲示等

渡航延期勧告・伝播確認地域の周知, 健康状態に異常がある入国者に対する申告の徹底のための呼びかけ等

検疫に当たっての人員の増員

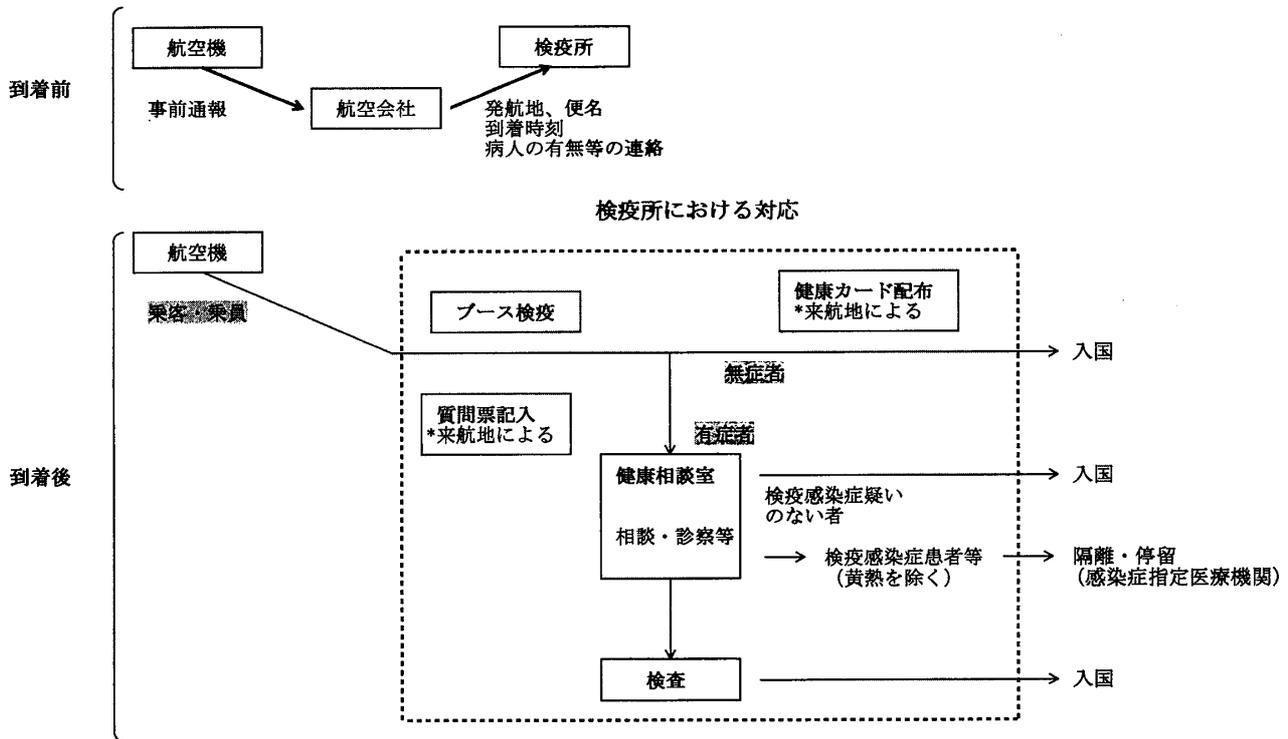


図3 航空機の検疫

表1 厚生労働省の主な対応（平成15年5月19日時点）（一部省略）

1	国民への情報提供 厚生労働省のホームページ（ <a href="http://www.mhlw.go.jp">http://www.mhlw.go.jp</a> ）への情報掲載 SARSに関するQ & Aの作成 保健所・都道府県等における電話相談の実施
2	中国等への渡航に関する助言 地域により渡航の是非の検討を促し、不要不急の旅行を延期する助言
3	検疫所における対応強化 香港、中国、台湾からの航空機全てについて、機内で質問票の配布を行うとともに全員の体温測定を含む健康状態やSARS患者との接触状況を確認
4	国内発生に備えた体制の整備 (1) 患者発生動向調査（サーベイランス）体制の整備 疫学及び臨床医学に係る1チーム4名程度の専門家チームの派遣体制の整備 (2) 新感染症としての取り扱い (3) 医療提供体制の整備 国立国際医療センターを特定感染症指定医療機関に指定（4月7日） 陰圧室を備えている病床の確保（551床） (4) 危機管理の徹底 地方公共団体における行動計画の策定 「院内感染防止対策に係る管理指針」の作成、公表
5	国際協力等の推進 海外への医師の派遣や診断・治療方法等に関する研究への協力

表2 主な経緯(検疫所への指示事項及び関係事項)

日付	事 項
3月14日	SARS発生地域への出入国者に対する情報提供の実施の指示
4月3日	香港及び中国広東省への不要不急の旅行延期勧告 (外務省)
4月4日	両地域からの入国者への質問票による健康状態の確認の指示
4月4日	来航船舶に対する発熱, 呼吸器症状の有無の通報要請の指示
4月23日	北京, 山西省等への不要不急の旅行延期勧告 (外務省)
4月29日	北京からの入国者への質問票による健康状態の確認の指示
4月29日	中国全土に対する渡航情報「十分注意してください」の発出 (外務省)
5月1日	中国全土の入国者への質問票及び体温測定による健康状態の確認の指示
5月7日	中国, 香港, 台湾以外からの来航航空機で, 左3地域からの乗り継ぎの乗客の搭乗率の高い航空機の乗客への質問票による健康状態の確認の指示
5月7日	中国, 香港, 台湾からの客船の乗員, 乗客への質問票及び体温測定による健康状態の確認, 並びに貨物船の乗員への体温測定等による検疫の強化の指示
5月8日	台北への不要不急の旅行延期勧告 (外務省)
5月16日	日本への入国者全てに対する健康カード配布の指示
5月19日	質問票の様式の変更(医療機関の職歴, SARS患者への接触の有無等)及び該当者への国内連絡先の申告の指示
5月22日	台北への不要不急の旅行延期勧告を台湾全域に拡大 (外務省)
5月26日	全ての入国者への体温測定の実施の指示

表3 新潟検疫所が所管する検疫港及び検疫空港

検 疫 所 名	空 港	海 港
新潟検疫所本所	新潟空港	新潟港(西港, 東港) 直江津港
新潟検疫所伏木富山出張所※	富山空港	伏木富山港(伏木港, 新湊港, 富山港)
新潟検疫所金沢・七尾出張所※	小松空港	金沢港 七尾港

※各空港等にも出張所(無人)があるが, ここでは職員が常在している場所を記載した.

質問票の記入・回収, 健康相談, 体温測定,  
健康カードの配布等, それぞれ適切に  
実施するための人員の配置

富山空港, 小松空港に健康相談のための医師  
の確保

質問票の回収, 体温測定の実施

マスク, 手袋, ヘッドカバー, ガウン, 消毒剤等  
の十分な確保

所内対応訓練の実施

本所, 出張所間の情報の提供・交換, 資材の提  
供等の連携の強化

表4 各空港の定期便就航状況

新潟空港 8路線	ロシア（ハバロフスク、ウラジオストク、イルクーツク） 中国（上海・西安、ハルビン） 韓国（ソウル） 米国（グアム、ホノルル）
富山空港 3路線	ロシア（ウラジオストク） 中国（大連） 韓国（ソウル）
小松空港 2路線	韓国（ソウル） 他国際貨物定期便あり

※特に中国便、韓国便はSARS関係で、現在いずれも減便又は運休されている。

## 2. SARSに関する知識の普及

問い合わせ等への対応

新潟県、新潟県医師会、新潟県病院協会との共催による講演会の開催

空港、港湾関係者に対する講演会の開催

講演会等への当たっての講師派遣

## 3. 地方公共団体等との連携の強化

患者移送に関する新潟県との連携体制の構築

新潟県、新潟市、新潟市民病院、上越市等との連絡、連携体制の構築

空港及び海事官庁、航空会社、船舶代理店との連絡体制の整備及び情報提供の実施

現在のところ、新潟検疫所管内の空港、海港で、SARS疑いに該当する者は見つかっていないが、今後とも全国的な検疫所における対応の実際も考慮しつつ、対策を進めていくこととしている。

## おわりに

以上、現在のSARSに対する新潟検疫所の対応を概説した。SARSという予期できない新たな感染症の出現はわが国にとっても大きな脅威であり、感染症対策の重要性を再認識させるものとなった。日々この感染症の知見の集積されつつあるところであり、新たな情報をもとに、国民の健康を守るべく適切な対応に努力していきたいと考えている。

著者注：本稿は平成15年5月25日時点の状況を述べたものであり、SARSの検疫法上の扱い等は既に異なっている。詳細は厚生労働省及び成田空港検疫所のホームページを参照されたい。

司会 望月先生、どうもありがとうございました。なかなかこういう検疫業務を聞く機会がなかったわけがあります。新たな検疫業務、特に昔と違う12時間で世界のどこにでも行ける、例えばヨーロッパ・アフリカどこへでも行ける時代に、特にSARS流行として新しい動きがあったわけがあります。

どなたかフロアから質問ございますでしょうか。特にウエストナイルの場合に新たな加えることって何かございますでしょうか。

望月 ウエストナイル関係の対応ですか。一応、特に港湾には非常に多くの蚊が存在することが分かっています。そこでまず蚊族の調査を充実させようということで、従来新潟港中心の調査を、新潟空港や直江津港など、かなり広げた範囲で対応することとしています。またもう一つは是非新潟市保健所と協力し情報を共有していくこととしています。今年はそのような形で取り組んでいくことにしております。

司会 はい、どうも先生ありがとうございました。それでは「市民病院の現状と取りくみ」で、市民病院感染症制御室長の金沢先生にお話しをいただきたいと思えます。先生、よろしく願いいたします。先生は外科の専門です。今新潟県全体のSARSに関する医療関係を一挙に引き受けており、なかなか大変だと思っております。